



長野県報

9月21日(木)
平成18年
(2006年)
第1797号

目次

規則

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程(経営企画チーム)	2
学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則(義務教育チーム)	4
学校職員のへき手当等に関する規則の一部を改正する規則(義務教育チーム)	4
定時制通信教育手当の支給に関する規則の一部を改正する規則(高校教育チーム)	4
産業教育手当の支給に関する規則の一部を改正する規則(高校教育チーム)	4

告示

技術専門校の平成19年度の訓練定員(雇用・人財育成チーム)	5
水道料金徴収事務の委託(経営企画チーム)	5
昭和44年選告示第4号(地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律による直接請求をするための選挙権を有する者の数)の一部改正(選挙管理委員会)	6

公告

特定非営利活動法人の設立の認証申請(2件)(NPO推進チーム)	6
家畜伝染病発生の報告(2件)(食の安全・生活衛生チーム)	7
技術専門校の平成19年度の訓練生の募集(雇用・人財育成チーム)	7
土地区画整理事業の換地処分(都市計画チーム)	9
砂利採取業務主任者試験(河川チーム)	9
土地改良区役員の就退任の届出(2件)(水と土・郷づくりチーム)	10
土地改良区役員の退任の届出(水と土・郷づくりチーム)	10
特定調達契約に係る落札者の決定(県立病院チーム)	11
特定調達契約に係る一般競争入札(2件)(県立病院チーム)	11
一般競争入札(3件)(河川チーム)	13
一般競争入札(地球環境チーム)	15
一般競争入札(2件)(生活排水対策チーム)	16
長野県短期大学教員採用選考(教育振興チーム)	18
一般競争入札(高校教育チーム)	19

規 程

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程を次のように制定します。

平成18年 9月21日

長野県公営企業管理者職務執行者

長野県企業局長 峯 山 強

長野県公営企業管理規程第5号

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程

第1条 企業職員の給与に関する規程(昭和43年長野県公営企業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第2条の2第2項中「36分の56」を「36分の20」に改める。

第4条第2項中「、浄水危険作業手当、用地交渉手当及び発電機保守作業手当」を「及び用地交渉手当」に改め、同条第3項を削り、同条第4項を同条第3項とする。

第5条第2項中「100分の4」を「100分の2.5」に、「100分の25」を「100分の7.75」に改める。

別表第3の特殊現場作業手当の項中	「	1日につき610円(2時間未満の場合370円)	「	1日につき500円(2時間未満の場合300円)	を	1日につき500円(2時間未満の場合300円)	に、「320円」を
		1日につき480円(2時間未満の場合290円)		1日につき400円(2時間未満の場合240円)			
		1日につき610円(2時間未満の場合370円)		1日につき500円(2時間未満の場合300円)			
		1日につき480円(2時間未満の場合290円)		1日につき400円(2時間未満の場合240円)			
		1日につき610円(2時間未満の場合370円)		1日につき500円(2時間未満の場合300円)			
		1日につき480円(2時間未満の場合290円)		1日につき400円(2時間未満の場合240円)			
		1日につき610円(2時間未満の場合370円)		1日につき500円(2時間未満の場合300円)			
		1日につき610円(2時間未満の場合370円)		1日につき500円(2時間未満の場合300円)			
		1日につき610円(2時間未満の場合370円)		1日につき500円(2時間未満の場合300円)		」	

「200円」に、「200円」を「120円」に、

「	大規模なダム建設工事現場(当該工事現場に附帯する発電所建設工事現場を含む。)で行う作業	1日につき480円(2時間未満の場合290円)	を
「	大規模なダム建設工事現場(当該工事現場に附帯する発電所建設工事現場を含む。)で行う作業	1日につき400円(2時間未満の場合240円)	に、「690円」を「600円」に、「420円」

を「360円」に、「1,030円」を「900円」に、「620円」を「540円」に、「480円(2時間未満の場合290円)。」を「400円(2時間未満の場合240円)。」に、「720円」を「600円」に、「440円)」を「360円)」に、

「	道路における上水道の漏水調査、導管の敷設等の作業で、午後8時から翌日の午前6時までの間において行うもの又は交通が頻繁な道路若しくは混雑する道路において交通を遮断することなく行うもの	1日につき480円(2時間未満の場合290円)	を
---	--	-------------------------	---

道路における上水道の漏水調査、導管の敷設等の作業で、午後8時から翌日の午前6時までの間において行うもの又は交通が頻繁な道路若しくは混雑する道路において交通を遮断することなく行うもの	1日につき400円(2時間未満の場合240円)
--	-------------------------

に、「440円(」を「300円(」に、

「260円」を「180円」に、

ダム湖において行う流木等の除去のための船上作業	1日につき480円(2時間未満の場合290円)
-------------------------	-------------------------

を

ダム湖において行う流木等の除去のための船上作業	1日につき400円(2時間未満の場合240円)
発電機の運転に伴い発生する騒音が90デシベル以上である当該発電機の周辺において行う当該運転中の発電機の主軸の点検その他の作業	1日につき500円(2時間未満の場合300円)

に改め、同表の取水口危険作業手当の項

から発電機保守作業手当の項までを次のように改める。

取水口危険作業手当	発電管理事務所、上田水道管理事務所又は水道用水管理事務所の導水管内で行う作業	1日につき500円(2時間未満の場合300円)
	発電管理事務所、上田水道管理事務所又は水道用水管理事務所の取水門において行うごみ除去の作業	1日につき500円(2時間未満の場合300円)
	送水管、導水管等の敷設作業で有毒ガスの充満又は酸素の欠乏するおそれのある管路の内部において行うもの	1日につき500円(2時間未満の場合300円)

別表第3の有害物取扱手当の項中「360円」を「300円」に、「220円」を「180円」に改め、同表の用地交渉手当の項中「800円」を「700円」に、「640円」を「560円」に、「1,240円」を「1,100円」に、「1,080円」を「960円」に改める。

第2条 企業職員の給与に関する規程の一部を次のように改正する。

第2条の2の前の見出し及び同条を削る。

第2条の3に見出しとして「(給料の調整)」を付し、同条中「前条の規定によるもののほか、」を削り、同条を第2条の2とする。

第4条第3項を削る。

別表第1の2を削る。

別表第3に次のように加える。

浄水検査手当	上田水道管理事務所又は水道用水管理事務所に勤務し、浄水の最終検査に従事することを常例とする職員が行う当該検査	1日につき400円(2時間未満の場合240円)
--------	--	-------------------------

附 則

(施行期日)

1 この管理規程中、第1条の規定は平成18年10月1日から、第2条の規定は平成19年4月1日から施行する。

(平成22年3月31日までの間における特勤勤務手当の支給割合)

2 平成22年3月31日までの間におけるこの管理規程による改正後の企業職員の給与に関する規程第5条第2項の規定の適用については、同項中「100分の2.5」とあるのは、「100分の1.5」とする。

経営企画チーム

学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成18年9月21日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第6号

学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の特殊勤務手当に関する規則(昭和35年長野県教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「1,330円」を「670円」に改め、同条第2号中「670円」を「340円」に改め、同条第3号中「1,330円」を「670円」に改め、同条第4号中「4,200円」を「2,100円」に改める。

第4条第1項中「掲げるとおり」を「定めるとおり」に改め、同項に次の1号を加える。

(5) 条例第24条の3第1項第5号から第8号までの業務
その日において業務に従事した時間が1時間以上であること。

第4条第5項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 条例第24条の3第1項第5号に規定する教育委員会が定める教育に関する業務は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 幼児、児童又は生徒に対して直接行う教育に関する業務(次号から第4号までの業務を除く。)を本務とする場合における当該業務

(2) 幼児、児童又は生徒に対して直接行う養護に関する業務

(3) 幼児、児童又は生徒に対して直接行う栄養の指導及び管理に関する業務

(4) 寄宿舎における幼児、児童又は生徒の日常生活上の世話及び生活指導に関する業務

第5条第1項に次の1号を加える。

(8) 条例第24条の3第1項第5号から第8号までの業務 600円

附 則

この規則は、平成18年10月1日から施行する。ただし、第4条第1項に1号を加える改正規定、第4条第5項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項の次に1項を加える改正規定及び第5条の改正規定は、平成19年4月1日から施行する。

義務教育チーム

学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成18年9月21日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第7号

学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

学校職員のへき地手当等に関する規則(昭和46年長野県教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の8」を「100分の2.5」に、「100分の12」を「100分の3.5」に、「100分の16」を「100分の4.5」に、「100分の20」を「100分の5.5」に、「100分の25」を「100分の6.5」に改め、同条第2項中「100分の4」を「100分の2」に改める。

第4条第2項中「、異動等の日から起算して5年に達するまでの

間は100分の4、同日から起算して5年に達した後は」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年10月1日から施行する。

(平成18年度における支給割合に関する経過措置)

2 平成18年10月1日から平成19年3月31日までの間におけるこの規則による改正後の学校職員のへき地手当等に関する規則(以下「改正後の規則」という。)第3条の規定の適用については、同条第1項中「100分の2.5」とあるのは「100分の1.5」と、「100分の3.5」とあるのは「100分の7.5」と、「100分の4.5」とあるのは「100分の12.5」と、同条第2項中「100分の2」とあるのは「100分の1」とする。

(平成19年度における支給割合に関する経過措置)

3 平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間における改正後の規則第3条の規定の適用については、同条第1項中「100分の2.5」とあるのは「100分の1.5」と、「100分の3.5」とあるのは「100分の2.5」と、「100分の4.5」とあるのは「100分の8.5」と、同条第2項中「100分の2」とあるのは「100分の1」とする。

(平成20年度及び平成21年度における支給割合に関する経過措置)

4 平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間における改正後の規則第3条の規定の適用については、同条第1項中「100分の2.5」とあるのは「100分の1.5」と、「100分の3.5」とあるのは「100分の2.5」と、「100分の4.5」とあるのは「100分の3.5」と、同条第2項中「100分の2」とあるのは「100分の1」とする。

義務教育チーム

定時制通信教育手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成18年9月21日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第8号

定時制通信教育手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

定時制通信教育手当の支給に関する規則(昭和36年長野県教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第3条を削り、第4条を第3条とする。

附 則

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

高校教育チーム

産業教育手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成18年9月21日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第9号

産業教育手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

産業教育手当の支給に関する規則(昭和33年長野県教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「基づき」を「より」に、「を受ける実習助手の範囲並びに産業教育手当の額及び支給範囲について定めることを目的」を「に関し必要な事項を定めるもの」に改める。

第2条中「第27条の7第2項」を「第27条の7第3項」に改める。

第3条を次のように改める。

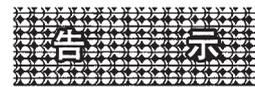
(再任用短時間勤務学校職員の産業教育手当の月額端数計算)

第3条 学校職員給与条例第11条の3第2項に規定する再任用短時間勤務学校職員について、学校職員給与条例第27条の7第1項(同条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により支給する産業教育手当の月額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の産業教育手当の月額とする。

附 則

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

高校教育チーム



長野県告示第463号

技術専門校の平成19年度の訓練定員を次のように定めました。

平成18年 9月21日

長野県知事 村 井 仁

技術専門校名	訓練職種 (訓練科)	定 員	
		普通課程	短期課程
長野県長野技術専門校	機械加工科	20 人	人
	電気工事科	20	
	製版科	20	
	木造建築科	20	
長野県松本技術専門校	電気工事科	40	
	自動車整備科	40	
	木造建築科	40	
	冷凍空調設備科	40	
	木材工芸科	10	
長野県岡谷技術専門校	コンピュータ制御科	10	
	自動車整備科	40	
	機械制御科		10
	電子制御科		10
長野県飯田技術専門校	自動車整備科	40	
	木造建築科	20	
長野県伊那技術専門校	木工科	20	
	木造建築科	20	
	メカトロニクス科	40	
	システム設計科	40	
	機械科		10
長野県佐久技術専門校	機械加工科	10	
	機械製図科	10	
	コンピュータ制御科	10	
	NC機械システム科		20
	CAD/CAMシステム科		20
長野県上松技術専門校	木工科	30	
	木材工芸科	10	

雇用・人材育成チーム

長野県公営企業告示第3号

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第33条の2の規定により、平成18年10月1日から、県営水道条例(昭和38年長野県条例第17号)及び県営水道条例施行規程(昭和38年長野県公営企業管理規程第10号)の規定に基づく水道料金徴収事務を株式会社電算に委託します。

平成18年 9月21日

長野県公営企業管理者職務執行者

長野県企業局長 峯 山 強

経営企画チーム